

## 少額訴訟について

### ○ 司法研究報告書『少額訴訟の審理方法に関する研究』(平成12年度)

p11

受付相談の導入段階において紛争の概要等を聴取し、相談者が抱える紛争の内容が少額訴訟にふさわしいものであるか否かの選別を行うことになっている。

#### 少額訴訟にふさわしい紛争

少額訴訟にふさわしい事件であると判断するための考慮要因として、以下をあげる。

- a 争点が比較的単純であること。
- b 即時取調べ可能な証拠(書証や当事者尋問)の取調べで審理を遂げられる見込みがあること。
- c 当事者への送達や事前準備等の関係で、連絡が円滑に進む見込みがあること。
- d 訴訟準備について当事者の意欲、協力が見込まれること。
- e 被告が応訴する可能性が高いこと(欠席する見込みであれば早期の事前準備の必要性が薄くなる。)

#### 少額訴訟にふさわしくない紛争

次のような要因を含む紛争は、少額訴訟にふさわしくないものと考えられるとして以下をあげる。

- a 被告の行方が不明なもの
- b 紛争が複雑なもの
- c 濫訴が疑われるもの
- d 貸金業者や信販会社等が申し立てる消費者信用関係事件(以下「業者事件」という。)又はそれに類するもの

### ○ 新堂幸司『新民事訴訟法』(第4版 平成20年)p911

民事訴訟法第373条第3項の職権による通常の手続への移行の考慮基準について以下のように述べる。

「60万円以下の金銭請求事件は、できるかぎり少額訴訟で審理すべきであり、裁判所もそのように教示・誘導してよい。しかし、訴額は小さくとも、法律問題、事実問題が複雑で一回審理が困難な事件は、移行検討の対象となる。もっとも、移行されても簡易裁判所の訴訟手続の特則(270条以下)が適用になるので、それとの兼ね合いで決すべきである。いわゆる業者の事件も、被告には分割弁済の利益があることが考

慮されなければならない。他方、いわゆるテスト訴訟、高額債権の一部請求訴訟などでは少額訴訟は不適當であり、地裁への移送もありえよう(18条)。」

○ ジュリスト増刊『研究会新民事訴訟法 立法・解釈・運用』(平成11年)

p51

「少額事件のために泣き寝入りをしている人たちを掘り起こすということが、やはり訴訟制度に対する国民の信頼を高めるためには、どうしても必要なのではないか。我々は、そのために少額訴訟に関する特則を設けましたが、あれは、法律的にそれほど難しい論点のある事件を想定しておりません。それに比べて、額としては少額であっても、法律的に非常にいろいろと難しい問題を抱えている、そういう事件で泣き寝入りをするであろう人たちを掘り起こすためには、やはり選定当事者制度の拡大ということ認めざるを得ないのではないか。」(選定当事者とクラスアクションの関係について議論する中での鈴木正裕発言より)

p480

<少額訴訟による審判が相当でない場合>

(柳田幸三発言より)

- ・ 形式的には対象になる事件に含まれるけれども、事案が非常に輻輳している
- ・ 一部請求などでも、その紛争の背後にある実際の金額は莫大のものである
- ・ 証拠制限の下では十分な立証ができない
- ・ 当事者多数、人証多数ということで大規模訴訟に該当するようなものが、たまたま訴額が少額であるもの

など、証拠制限と一期日審理の原則の下で審理、判断、裁判をするのにふさわしくないような事件

(福田剛久発言より)

職権移行になった事件として、以下の事件が紹介されている。

- ・ 非(ママ)交通事故関係以外の損害賠償請求事件で、当事者の主張から見て複雑で一期日審理が無理だと判断したもの
- ・ 被告の住所が定まらないので通常の送達ができないもの、
- ・ 証券取引関係の金銭債権という専門的知識を要するもの
- ・ インターネットのホームページの作成に関するもので専門的知識を要するもの
- ・ 外国人が相手方になっていて日本語をほとんど理解しないというもの

○ 法務省民事局参事官室編「一問一答新民事訴訟法」(平成8年)p415

少額訴訟によるのがふさわしくない場合として以下をあげる。

- ・ 呼出証人の尋問や現場による検証が不可欠な場合

- ・ 取り調べる必要がある証人が多数に及び、1回や2回の期日では到底審理を完了することが困難であると見込まれる場合

○ 矢吹徹雄「少額裁判所」自由と正義43巻12号所収(平成4年)p68

「商品の瑕疵を理由とする損害賠償事件のように当該事件の請求は少額だが、背後にある多数の同一商品に基づく請求を排除するため被告として本格的に争う正当な理由のある事件もある。このような事件に対応するため、裁判所に裁量で事件を通常事件に移送する権限を認めるべきである。この種の事件の被害者救済のためには、クラス・アクションが認められるべきである。」

\* なお、本論文の全体の論旨は、少額訴訟制度を導入すべきという立場で提言をなすもの

注：民事訴訟法第18条

(簡易裁判所の裁量移送)

第十八条 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

民事訴訟法第19条

(必要的移送)

1 略

2 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。ただし、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りでない。